

議第2号

中津川市景観審議会運営要綱の制定について

平成25年 7月 24日

中津川市景観審議会長

中津川市景観審議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則（平成10年中津川市規則第19号。以下「規則」という。）第6条の規定及び中津川市審議会等の会議の公開に関する指針（平成21年5月1日決裁）に基づき、中津川市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の任期）

第2条 会長の任期は、委員の任期とする。

（会議の公開）

第3条 審議会の会議（以下、会議という。）は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 中津川市情報公開条例（平成11年中津川市条例第16号）第6条第1項各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合。
  - (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合。
- 2 会議に出席した委員から前項の場合に該当する旨の発議があった場合は、会長は審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。
- 3 会議の途中においても、前項に規定する手続により、会議を非公開とすることができるものとする。

（会議の傍聴）

第4条 会議の傍聴人の定員は、10人とする。

- 2 傍聴希望者（報道関係者を除く。）数が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。
- 3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。

第5条 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(傍聴人の制限)

第6条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者。
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
- (4) ラジオ又は拡声器の類を携帯している者。
- (5) 写真機、ビデオカメラ又は録音機の類を携帯している者。(報道関係者であって、会長の許可を受けた者は除く。)
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
- (7) 酒気を帯びていると認められる者。
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (5) 飲食をし、又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。(報道関係者であって、会長の許可を受けた場合を除く。)
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 中津川市審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の推進に寄与するため、本市における審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする審議会等)

第2条 この指針において対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)とする。

(公開基準)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 中津川市情報公開条例(平成11年中津川市条例第16号)第6条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 公開することにより審議会等における会議の円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合  
(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第3条に定める公開基準に基づき、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開しないことと決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(公開方法)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

2 会議の開催の公表は、市広報、市公式ホームページ等により広く市民への周知に努めるものとする。

3 会議開催の公表事項は、会議名、議題、開催日時、開催場所、傍聴定員、傍聴手続きの方法その他必要な事項とする。

(会議資料及び会議録の公開)

第7条 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録を市民等の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この指針に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、各審議会等が定めるものとする。

附 則

この指針は、平成21年5月1日から施行する。